

写

5人委給第144号  
令和5年9月20日

福岡県議会議長 香原勝司 殿

福岡県知事 服部誠太郎 殿

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



## 報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関する諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

### 1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

### 2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和5年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,412人（昨年39,347人）、行政職給料表適用職員で8,994人（同8,996人）であり、平均年齢は、全職員で40.6歳（昨年40.8歳）、行政職給料表適用職員で41.1歳（同41.3歳）である。（参考資料第1表）

職員数を10年前の平成25年4月と比較すると、全職員で9,581人（19.6%）減少（行政職給料表適用職員では1人（0.01%）増加）し、平均年齢は、全職員で3.1歳（行政職給料表適用職員では1.8歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

〔参考〕全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

## （2）平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,994人）の平均給与月額は378,124円（昨年379,302円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,412人）の平均給与月額は394,598円（同394,437円）である。

（参考資料第3表）

なお、平均給与月額について、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、行政職給料表適用職員では9.3%、全職員では13.1%、それぞれ減少している。

# 3 民間の給与

## （1）最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与は、昨年4月から0.2%減少している。また、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年同月に比べ、全国では3.5%、福岡市では3.5%それぞれ上昇している。

（参考資料第23表）

## (2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,207事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した504事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。

(参考資料第12表～第21表)

### ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で27.8%（昨年30.0%）、高校卒で14.7%（同14.4%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で54.0%（同34.2%）、高校卒で61.2%（同38.2%）であり、大学卒で19.8ポイント、高校卒で23.0ポイントそれぞれ増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で45.1%（同65.8%）、高校卒で38.8%（同61.8%）であり、大学卒で20.7ポイント、高校卒で23.0ポイントそれぞれ減少している。

(参考資料第13表)

### イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は55.7%（昨年31.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.9%）となっている。

表1 民間ににおける給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	55.7	1.8	0.4	42.1
課 長 級	43.4	7.0	0.0	49.6

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は89.2%（昨年87.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.7%（昨年29.8%）、減額となっている事業所の割合は1.5%（同2.7%）となっている。

表2 民間ににおける定期昇給の実施状況

(単位: %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	89.6	89.2	29.7	1.5	58.0	0.4	10.4
課 長 級	77.4	76.4	23.5	0.9	52.0	1.0	22.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 4 本年の職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給

「令和5年県職員給与等実態調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあっては人事院が民間給与との比較に用いる行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に相当する職員（行政職給料表適用職員のうち、福祉職、海事職及び医療技術職員等並びに本年度の新規学卒の採用者等を除く7,726人）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表3のとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均3,956円（1.09%）下回っていた。（参考資料第4表、第15表）

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与(B)	較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
368,011円	364,055円	3,956円 (1.09%)

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額の4.50月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

表4 民間ににおける特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	344,350円 350,068円
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	757,932円 806,388円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1) 上半期 (B2)/(A2)	2.20月分 2.30月分
	年 間	4.50月分

(注) 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

### (1) ラスパイレス指數

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の令和4年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラスパイレス指數は100.6となっている。

表5 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職 員
100.0	100.6

## (2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料（俸給）の月額では、職員(322,804円)が国家公務員(322,487円)を317円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員(364,055円)が国家公務員(404,015円)を39,960円下回っている。

表6 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
		給料(俸給)の月額	諸手当月額
国家公務員(A)	404,015 円	322,487 円	81,528 円
職 員 (B)	364,055	322,804	41,251
(A) - (B)	39,960	△317	40,277

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料（俸給）の月額及び諸手当月額は、令和5年の人事院勧告参考資料第3表その1及び本県勧告参考資料第4表による。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員の人事管理に関する報告、給与に関する報告及び勧告並びに勤務時間に関する勧告を行った。

人事管理に関する報告においては、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠であるとし、「公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組」、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策」及び「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と

Well-beingの土台となる環境整備」に取り組むことが示された。

給与に関する報告及び勧告においては、月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均3,869円上回ったことから、引上げを行うこととし、特別給について、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回ったことから、0.10月分の引上げを行うこととした。また、在宅勤務等手当を新設することとした。

勤務時間に関する勧告においては、フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員を拡大することとした。

これらの概要は、別記のとおりである。

## 別記（人事院の報告及び勧告の概要）

### 公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

---



01 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 民間人材の積極的誘致 (経験者採用・官民人事交流の促進、オンボーディング研修の拡充)</li><li>✓ 採用試験の実施方法の見直し</li><li>✓ 採用時給与水準の改善や役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</li></ul>
02 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等の拡充</li><li>✓ 兼業の在り方の検討</li><li>✓ デジタルを活用した人事管理推進</li><li>✓ 役割・活躍に応じた待遇や人事配置の円滑化に資する給与上の取組</li></ul>
03 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間のインターバル確保、テレワークガイドライン策定</li><li>✓ テレワーク関連手当の新設等</li><li>✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組</li></ul>

---



異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ  
職員一人一人が躍動でき、Well-being が実現される公務を目指す

## 別記（人事院の報告及び勧告の概要）

### 給与に関する勧告・報告～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- 初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])
- ボーナスを0.10月分引上げ
- 在宅勤務等手当を新設  
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定  
【平均改定率】1級[係員]5.2%、2級[主任等]2.8% 等  
【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ ボーナス 年間 4.40月分 → 4.50月分  
期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ
- ✓ 手当新設 テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設 [月額:3,000円]
  - ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
  - ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給とともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり  
官民較差の額 3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

### 勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

## む　す　び

職員の給与決定に關係のある諸情勢については以上述べてきたとおりである。また、給与以外の勤務条件や人事管理に関する状況・課題等を踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与その他の勤務条件等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

### 1 給与について

#### (1) 本年の給与の改定

##### ア 改定の考え方

###### (ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を3,956円（1.09%）下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

###### (イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月分）が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を勘案し、期末手当と勤勉手当に均等に配分することが適当である。

##### イ 改定の内容

###### (ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を勘案して、給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当について、給料表の改定状況等を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) その他の課題

ア 会計年度任用職員の給与制度については、本年5月の地方自治法の改正により令和6年度から支給が可能となった勤勉手当の取扱いを含め、引き続き、適切な運用が図られるよう、所要の検討を行う必要がある。

イ 医師及び獣医師の給与上の処遇については、人材確保の観点から、国や他の都道府県の状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する必要がある。

ウ 本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員の在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設について、報告及び勧告を行った。

本県においても、在宅勤務は実施されていることから、今後の国における法改正や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

エ 公立学校の教育職員については、それぞれの職務や勤務の実態を踏まえ、教育職員の意欲や能力の向上に資する処遇改善の検討が国において進められ

ている。

また、国の法整備を受け、近年、夜間中学校（学級）の設置が全国的に進んでおり、そこに勤務する教育職員の特殊性や困難性等に対する手当の措置も行われている。

これらの状況を踏まえ、教育職員の給与の在り方について、国や他の地方公共団体の動向にも留意しながら、調査・研究を進めていく必要がある。

### (3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートを図っていく必要があると報告し、本年、この給与制度のアップデートについて、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案として、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応等について報告した。

この給与制度の整備については、今後も、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

## 2 人材の確保及び育成について

### (1) 有為な人材の確保

少子化の進行や民間企業における採用活動の活発化・早期化、国・他自治体との競争激化などの影響により、職員採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、今後も職員採用を取り巻く環境は、一層厳しくなることが予想される。

本委員会はこれまで、有為な人材の確保に向け、事務系・技術系職員別及び女性を対象としたガイダンスの実施や大学等で開催される就職説明会への参加、職種ごとの仕事内容を紹介する動画配信など、各職種、各試験の受験者層に応じた様々な広報活動を行ってきた。

今後も、地域社会に貢献できる県職員の仕事のやりがいや魅力について、しっかりと伝わるよう、技術系や民間経験者等、試験の受験者層ごとにホームページの内容を工夫するなど、任命権者と緊密に連携を図りながら、受験者確保

に取り組んでいく。

また、社会経済情勢の変化に伴い、県民の行政ニーズが多岐に渡る中、質の高い行政サービスを提供できるよう、多様な受験者層から優秀な人材を確保していくため、民間経験者等の積極的誘致を図る試験内容の見直しをはじめ、採用試験全般の見直しを進めていく。

## (2) 女性の活躍推進

任命権者においては、女性職員一人一人が能力を最大限に発揮することによって、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

個人のライフスタイルや働き方に対する考え方が多様化する中、女性の活躍を推進することは、職場風土に変化をもたらし、誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものである。今後も引き続き、計画に基づいた積極的な登用や人材育成、管理職を含めた職員一人一人の意識改革、ワーク・ライフ・バランスの推進等に着実に取り組み、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

本委員会としては、任命権者と協力しながら、女性を対象としたガイダンス等を通じて、公務の魅力やキャリアパス、働きやすい勤務環境等について、具体的に発信するなど積極的な広報を行い、優秀な女性人材の確保に粘り強く取り組んでいく。

## (3) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発・人材育成を目的として導入され、全職員を対象に給与への反映がなされており、既に制度として受け入れられているところである。

人事評価の結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用していくためには、職員の能力及び業績を適切に把握し、適正な評価を行うことが重要である。

また、評価の過程で行われる面談は、人材育成の重要な機会であり、制度の根本となるものであることから、上司と部下は日頃から双方向のコミュニケーション

ションを図り、部下の成長につながる機会となるよう面談の質を充実していくことが大切である。

任命権者においては、引き続き、運用実態を検証し、評価者である管理職員の評価スキル向上を図る研修の徹底などに努め、職員の理解と納得感を高めながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を進めていく必要がある。

### 3 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

#### (1) 長時間労働の是正等

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則により、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限設定を行っているが、月100時間以上の時間外勤務を命じられた職員は、新型コロナウイルス感染症や大雨災害等への対応のため、当該上限設定以降も増加傾向にあった。令和4年度における当該職員の延べ人数は、745人と令和3年度からほぼ半減したものの、未だ一定数の職員が時間外勤務の上限時間を上回る状況となっている。

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、仕事と生活の両立や労働意欲保持に影響を及ぼすものであるため、組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、時間外勤務の縮減に向け、各種の取組を行っているところであるが、なお一層、業務量に応じた人員の確保や適正な配置、事務事業の精選や効率化の推進などについて、実効性を確保していくことが肝要である。

特に、管理監督者は、長時間労働は職員の健康の保持及び業務効率の向上を阻害することをしっかりと認識するとともに、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを強く自覚し、また、全ての職員は、コスト意識を持って効率的な事務処理に努めるなど長時間労働の是正に対する意識を高め、全体で時間外勤務の縮減に努めていくことが重要である。

また、やむを得ず長時間労働に従事した職員の心身の健康の確保は重要であることから、任命権者においては、職員の健康不調を早期に発見し、解消するため、医師の面接指導の対象となった職員が面接指導を確実に受けることができるようになるとともに、面接指導後は、医師からの意見を勘案し、当該職員

の実情に応じた措置を講じる必要がある。

年次休暇については、これまで任命権者において、計画的な使用の周知、使用日数が特に少ない職員に対する個別の呼びかけなど様々な取組が実施され、使用日数は改善傾向にあるが、職員の心身の健康の保持増進のため、引き続き、職員が年次休暇を使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

## (2) 教職員の働き方改革

学校においては、通常の授業に加え、学校行事の準備・運営、部活動、生徒指導、保護者及び地域活動への対応など、業務が多岐にわたっており、教職員は多忙を極めている。

教育の質の維持・向上や教職員が児童生徒としっかりと向き合うには、そのための時間の確保・充実が不可欠であるため、個々の教職員が業務の見直しや効率化に努めるだけでなく、校長等の管理職員をはじめとした教職員が一丸となって、働き方改革を進めることが重要である。

また、教職員が、心身の健康を保持増進しながら、やりがいを持って安心して働き続けることができるようにするためにも、働き方改革の推進は極めて重要である。

本県においては、県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、教職員、管理職員の意識改革や業務改善の推進、部活動の負担軽減等に向けた様々な取組を実施しているところであるが、依然として、長時間勤務を行っている教職員が多い。

そのため、県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、より効果的な取組を着実に推進していくことが必要である。

また、各学校においては、校長等の管理職員が、教職員の勤務状況の把握を自らの重要な責務であると強く自覚するとともに、業務の見直しや効率化・合理化に向けてリーダーシップを発揮し、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要である。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、引き続き、市町村教育委員会と連携

を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

なお、国においては、現在、特別部会の設置などにより、教員の処遇改善や働き方改革について検討されているところである。県教育委員会においては、今後の法改正や国の動向を注視しながら、働き方改革の一層の推進に取り組んでいく必要がある。

### (3) 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、育児、介護等と仕事の両立の支援となるとともに、これら時間に制約のある職員のみならず全ての職員にとって、能力発揮やライフスタイルに合った多様な働き方を実現する有効な取組である。

本県では、近年、時差通勤の運用拡大、在宅勤務やＩＣＴの活用など、職員の働き方が大きく変化しており、福岡県行政改革大綱に基づき、デジタル技術の活用による働き方改革の推進などの行政改革も進めているところである。

任命権者においては、職員の多様な働き方について、その推進及び仕事と生活の両立支援のためにも、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国の「柔軟な働き方を実装するための制度改革」について注視するとともに、他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き検討し充実を図る必要がある。

また、男性職員の仕事と育児の両立については、特定事業主行動計画等において、育児休業や出産・育児に係る休暇の取得率等の目標を掲げ、取組を進めているところである。

任命権者においては、全ての職員に対し、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための制度や、多様な働き方が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を拡充していく必要がある。

### (4) ハラスメント防止対策

職場におけるあらゆるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるだけで

なく、職員の心の健康を損なわせ、当事者のみならず職場全体の公務能率の低下や貴重な人材の損失につながりかねない重大な問題である。

任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針や要綱を定め、相談窓口の設置、研修の実施などにより、ハラスメントの未然防止や解消に努めているところである。

しかしながら、令和4年度の職場におけるハラスメントの相談は依然として多く寄せられ、特にパワー・ハラスメントの相談件数が増加している。

ハラスメントは決して許されないものであることから、任命権者においては、職員への研修や周知・啓発などの取組をしっかりと行う必要があり、管理職をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に注意を払い、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要がある。

## (5) メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持増進は、職員がその能力を十分に發揮し、活力のある職場づくりを行うにあたって必要不可欠なものである。

任命権者において、職員への研修をはじめ様々な取組が行われているものの、本県職員における精神疾患による長期病気休暇者は、増加傾向にある。本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」によると、長期病気休暇者に占める精神疾患を原因とする者の割合は、昨年度に引き続き6割を超える状況であり、年代別にみると、20歳台の若手職員及び50歳台の職員が高くなっている。

任命権者においては、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見・早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防等にしっかりと取り組んでいくことが重要である。

また、(1)及び(4)で述べた長時間労働の是正やハラスメントの防止は、職場環境の改善に寄与することから、職員のメンタルヘルス不調の防止の観点からも、着実に取り組んでいく必要がある。

## (6) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、勤務条件については、国の非常勤職員の取扱いや他の都道府県の動向等にも留意しながら、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

## 4 定年の引上げに関する制度の適切な運用について

定年引上げに関する地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が、令和5年4月に施行され、本県においても、今年度末の退職予定者から段階的に引き上げが始まる。

任命権者においては、高齢期職員を含めた組織全体の活力が維持できる制度となるよう、引き続き、職員に対して丁寧な情報提供を行うとともに、改正法の趣旨に沿って、適切に制度を運用していく必要がある。

本委員会においては、任命権者における制度の運用状況や人事院における定年前再任用短時間勤務職員等の給与の検討状況について注視していく。

## 5 公務員倫理の徹底について

任命権者においては、研修の機会や不祥事が起きた際に、綱紀の保持・肅正を目的とした周知・指導を繰り返し行っているが、依然として、性的非行や飲酒運転などの不祥事が発生し、県民の信頼を著しく損なう事態が生じている。

職員自身においては、県民全体の奉仕者として、使命感と規範意識を持って職務に精励すべきであり、自らの行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、不祥事防止のため、職員の服務規律の確保について、一層の徹底を図る必要がある。また、管理職員は、職員の勤務態度や生活の異変を察知できるよう、職場内におけるコミュニケーションの活性化に努めるなど、風

通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

## 6 おわりに

行政課題が複雑化・多様化・高度化する中で、効率的な業務遂行と質の高い行政サービスの一層の向上を図るため、職員においては、それぞれが自身の力を最大限発揮し、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められており、これに職員が応えるためには、任命権者においては、これまで述べてきた必要な取組等への着実な対応が求められる。

そのような中で、職員は、県民の生活を守り、安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本年の勧告は、昨年に続き、2年連続で月例給及び特別給の引上げを行うものとなつた。

議会及び知事におかれでは、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別紙第2

# 勧告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

### 1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

#### (1) 紹介表

現行の紹介表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を310,200円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を49,900円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を35,400円とすること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当について

###### (ア) 期末手当

###### a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.025月分）とすること。

###### b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.225月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

## 2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

## 3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。







口 医師職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		

	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。





93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	394, 100
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	394, 500
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	394, 900
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	395, 200
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	395, 600
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	396, 000
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	396, 300
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	396, 600
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	397, 000
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	397, 300
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	397, 600
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	397, 900
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	398, 200
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	398, 500
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	398, 800
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	399, 100
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400	
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900	
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400	
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000	
114	295, 000	325, 900	358, 700	377, 500	
115	295, 300	326, 300	359, 200	378, 000	
116	295, 500	326, 600	359, 600	378, 400	
117	295, 800	326, 800	360, 000	378, 800	
118	296, 100	327, 100	360, 400	379, 200	
119	296, 400	327, 500	360, 900	379, 600	
120	296, 700	327, 700	361, 400	380, 000	
121	297, 000	327, 900	361, 800	380, 400	
122	297, 400	328, 200	362, 300		
123	297, 700	328, 500	362, 800		
124	298, 100	328, 800	363, 300		
125	298, 300	329, 000	363, 600		
126	298, 500	329, 300			
127	298, 800	329, 700			
128	299, 200	329, 900			
129	299, 400	330, 100			
130	299, 700	330, 300			
131	300, 100	330, 700			
132	300, 500	330, 900			
133	300, 700	331, 200			
134	301, 000	331, 600			
135	301, 400	332, 000			
136	301, 700	332, 400			
137	301, 900	332, 700			
138	302, 200	333, 100			
139	302, 600	333, 500			
140	302, 900	333, 900			

	141	303, 100	334, 200				
	142	303, 500	334, 600				
	143	303, 900	334, 900				
	144	304, 200	335, 300				
	145	304, 400	335, 600				
	146	304, 600	336, 000				
	147	304, 900	336, 400				
	148	305, 300	336, 800				
	149	305, 500	337, 100				
	150	305, 700	337, 500				
	151	306, 000	337, 900				
	152	306, 300	338, 300				
	153	306, 700	338, 600				
	154	306, 900					
	155	307, 100					
	156	307, 400					
	157	307, 700					
	158	308, 000					
	159	308, 300					
	160	308, 600					
	161	309, 000					
	162	309, 300					
	163	309, 600					
	164	309, 900					
	165	310, 300					
	166	310, 600					
	167	310, 900					
	168	311, 200					
	169	311, 600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		236, 100	256, 400	263, 600	273, 800	290, 100	327, 300

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



		263,900	304,100	370,000	416,500	506,300
	49	266,200	306,500	371,300	417,900	507,700
	50	268,400	308,900	372,600	419,300	509,100
	51	270,400	311,400	373,800	420,700	510,600
	52	272,800	313,600	374,500	422,100	511,700
	53	274,800	315,900	375,500	423,500	512,900
	54	276,600	318,000	376,400	424,900	514,100
	55	278,500	320,400	377,200	426,300	515,300
	56	280,100	322,300	377,900	427,400	516,200
定年	57	282,100	324,000	378,600	428,700	517,200
前再	58	284,000	325,900	379,300	430,100	518,200
任用	59	285,800	327,600	380,000	431,400	519,200
短時	60	287,400	329,600	380,600	432,200	520,300
間勤	61	288,600	331,500	381,300	433,100	521,200
務職	62	289,800	333,300	382,100	434,100	521,900
員以	63	291,000	335,200	382,900	435,000	522,600
外の	64	292,000	337,100	383,500	435,900	523,400
職員	65	292,800	338,800	384,300	436,700	524,200
	66	293,400	340,400	385,000	437,300	525,000
	67	294,000	342,200	385,700	438,100	525,800
	68	294,400	344,000	386,300	438,500	526,500
	69	295,200	345,700	387,000	439,100	527,300
	70	296,200	347,200	387,700	439,600	528,100
	71	297,000	348,800	388,400	440,100	528,900
	72	298,200	349,900	389,100	440,600	529,600
	73	299,300	351,300	389,700	441,100	
	74	300,000	352,800	390,300	441,600	
	75	300,900	354,200	391,000	442,100	
	76	302,000	355,500	391,700	442,500	
	77	303,000	356,900	392,300	443,000	
	78	304,000	358,300	392,900	443,400	
	79	304,900	359,700	393,500	443,800	
	80	305,600	360,400	394,100	444,200	
	81	306,600	361,500	394,700	444,600	
	82	307,600	362,700	395,300	445,000	
	83	308,500	363,600	395,900	445,400	
	84	309,200	364,800	396,400	445,700	
	85	310,100	366,000	396,900	446,100	
	86	310,800	367,300	397,400	446,400	
	87	311,400	368,300	398,100	446,700	
	88	312,200	369,400	398,500	447,000	
	89	313,200	370,700			
	90	314,100	372,000			
	91	314,900	373,200			
	92	315,900	373,900			
	93	316,800	374,900			
	94	317,900	375,700			
	95	318,900	376,600			
	96	319,400	377,400			
	97	320,400	378,200			
	98	321,500	378,900			
	99	322,600	379,600			
	100					

101	323,700	380,200			
102	324,600	380,900			
103	325,500	381,800			
104	326,400	382,700			
105	327,300	383,200			
106	328,100	384,000			
107	328,800	384,800			
108	329,500	385,600			
109	330,000	386,200			
110	330,500	386,900			
111	331,000	387,600			
112	331,400	388,300			
113	331,700	389,000			
114	332,200	389,600			
115	332,700	390,200			
116	333,200	390,900			
117	333,500	391,600			
118	333,800	392,200			
119	334,200	392,800			
120	334,600	393,400			
121	335,100	394,000			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。





	93	291, 400	367, 600	389, 500	396, 400	413, 300		
	94		368, 100	389, 800	396, 700	413, 600		
	95		368, 600	390, 100	397, 000	413, 900		
	96		369, 000	390, 300	397, 200	414, 100		
	97		369, 200	390, 500	397, 400	414, 300		
	98		369, 600	390, 800	397, 700			
	99		370, 100	391, 100	398, 000			
	100		370, 500	391, 300	398, 200			
	101		370, 800	391, 500	398, 400			
	102			391, 800	398, 700			
	103			392, 100	399, 000			
	104			392, 300	399, 200			
	105			392, 500	399, 400			
	106			392, 800	399, 700			
	107			393, 100	400, 000			
	108			393, 300	400, 200			
	109			393, 500	400, 400			
	110				400, 700			
	111				401, 000			
	112				401, 200			
	113				401, 400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		241, 800	263, 100	284, 300	295, 400	316, 500	358, 000	391, 200

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。











93	299, 700	387, 700	429, 200	
94	300, 700	388, 800	430, 000	
95	301, 800	390, 000	430, 800	
96	303, 000	391, 200	431, 600	
97	304, 000	392, 600	432, 400	
98	305, 100	393, 600	432, 800	
99	306, 100	394, 600	433, 200	
100	307, 100	395, 600	433, 600	
101	307, 900	396, 500	434, 000	
102	309, 000	397, 500	434, 300	
103	310, 000	398, 600	434, 600	
104	311, 000	399, 700	434, 800	
105	311, 600	400, 400	435, 100	
106	312, 500	401, 300	435, 400	
107	313, 300	402, 200	435, 700	
108	314, 100	403, 100	435, 900	
109	314, 800	403, 900	436, 100	
110	315, 200	404, 800	436, 400	
111	315, 600	405, 600	436, 700	
112	316, 100	406, 400	436, 900	
113	316, 600	407, 000	437, 100	
114	317, 000	407, 700	437, 400	
115	317, 500	408, 400	437, 700	
116	317, 900	409, 100	437, 900	
117	318, 400	409, 700	438, 100	
118	318, 900	410, 200	438, 400	
119	319, 300	410, 600	438, 700	
120	319, 800	411, 000	438, 900	
121	320, 300	411, 300	439, 100	
122	320, 700	411, 600		
123	321, 200	411, 900		
124	321, 700	412, 100		
125	322, 300	412, 300		
126	322, 600	412, 600		
127	322, 900	412, 900		
128	323, 200	413, 100		
129	323, 400	413, 300		
130	323, 700	413, 600		
131	324, 000	413, 900		
132	324, 300	414, 100		
133	324, 500	414, 300		
134	324, 700	414, 600		
135	324, 900	414, 900		
136	325, 200	415, 100		
137	325, 500	415, 300		
138	325, 700	415, 600		
139	326, 000	415, 900		
140	326, 300	416, 100		

141	326, 500	416, 300			
142	326, 700	416, 600			
143	327, 000	416, 900			
144	327, 200	417, 100			
145	327, 500	417, 300			
146	327, 700	417, 600			
147	328, 000	417, 900			
148	328, 300	418, 100			
149	328, 500	418, 300			
150	328, 700	418, 600			
151	329, 000	418, 900			
152	329, 300	419, 100			
153	329, 500	419, 300			
154	329, 800				
155	330, 100				
156	330, 300				
157	330, 500				
158	330, 800				
159	331, 100				
160	331, 300				
161	331, 500				
162	331, 800				
163	332, 100				
164	332, 300				
165	332, 500				
166	332, 800				
167	333, 100				
168	333, 300				
169	333, 500				
170	333, 800				
171	334, 100				
172	334, 300				
173	334, 500				
174	334, 800				
175	335, 100				
176	335, 300				
177	335, 500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	235, 000	275, 300	304, 000	332, 200	416, 600

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。





93	295, 600	367, 600	411, 500	423, 500
94	296, 300	368, 900	411, 900	423, 800
95	297, 000	370, 100	412, 200	424, 100
96	297, 700	371, 200	412, 500	424, 300
97	298, 400	372, 200	412, 700	424, 500
98	299, 200	373, 200	413, 000	424, 800
99	300, 000	374, 200	413, 300	425, 100
100	300, 700	375, 100	413, 500	425, 300
101	301, 400	375, 900	413, 700	425, 500
102	301, 800	376, 900	414, 000	425, 800
103	302, 200	377, 800	414, 300	426, 100
104	302, 600	378, 700	414, 500	426, 300
105	302, 800	379, 500	414, 700	426, 500
106	303, 100	380, 400	415, 000	
107	303, 400	381, 300	415, 300	
108	303, 600	382, 200	415, 500	
109	303, 800	383, 000	415, 700	
110	304, 000	384, 000	416, 000	
111	304, 300	384, 900	416, 300	
112	304, 600	385, 800	416, 500	
113	304, 800	386, 400	416, 700	
114	305, 000	387, 300	417, 000	
115	305, 200	388, 200	417, 300	
116	305, 500	389, 100	417, 500	
117	305, 800	389, 900	417, 700	
118	306, 000	390, 600	418, 000	
119	306, 300	391, 400	418, 300	
120	306, 600	392, 200	418, 500	
121	306, 800	392, 800	418, 700	
122	307, 000	393, 600		
123	307, 200	394, 300		
124	307, 500	395, 000		
125	307, 800	395, 600		
126	308, 000	396, 300		
127	308, 300	396, 800		
128	308, 500	397, 400		
129	308, 700	398, 100		
130	309, 000	398, 700		
131	309, 300	399, 200		
132	309, 500	399, 700		
133	309, 700	400, 000		
134	310, 000	400, 300		
135	310, 300	400, 600		
136	310, 500	400, 900		
137	310, 700	401, 200		
138		401, 500		
139		401, 800		
140		402, 100		

		402, 400			
141		402, 700			
142		403, 000			
143		403, 300			
144		403, 500			
145		403, 800			
146		404, 100			
147		404, 300			
148		404, 500			
149		404, 800			
150		405, 100			
151		405, 300			
152		405, 500			
153		405, 800			
154		406, 100			
155		406, 300			
156		406, 500			
157		406, 800			
158		407, 100			
159		407, 300			
160		407, 500			
161		407, 800			
162		408, 100			
163		408, 300			
164		408, 500			
165		408, 500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	226, 200	272, 100	299, 100	325, 500	406, 600

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2

第5条第1項の給料表

号給	給 料 月 額
1	402,000 円
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の給料表

号給	給 料 月 額
1	336,000 円
2	371,000
3	398,000

## 別表第3

号給	給 料 月 額
1	380,000 円
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

